

地区復興まちづくり便り

第 2 号 平成 23 年 11 月 1 日発行
発行：宮古市都市整備部都市計画課

「地区復興まちづくり便り」は、各地区で開催した地区復興まちづくりの会や今後開催される検討会等の検討状況の報告を行うとともに、報告内容に対するご意見を住民の皆様から広くいただくことを目的として発行しております。添付の意見記入用紙を利用いただき、多数のご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

今回の掲載地区は、9月30日に開催した鍬ヶ崎地区から10月8日開催の金浜地区までの7地区分の報告となります。

地区復興まちづくりの会における配布資料については、限られた紙面の都合上、全て掲載することができませんので、下記の宮古市都市計画課のホームページ又は配布場所で入手くださるようご案内いたします。

また、今後行なわれる検討会等の配布資料についても、準備ができしだい、宮古市都市計画課のホームページで順次公開してまいります。

○宮古市都市計画課のホームページアドレス

<http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-1566-7342.html>

○資料配布場所

市役所都市計画課、田老総合事務所、崎山・花輪・津軽石・重茂出張所、市立図書館、フラットピアみやこ、総合福祉センター、市民総合体育館フォーラム棟、グリーンピア三陸みやこホテル棟

■■ 問い合わせ先 ■■

宮古市都市整備部都市計画課 計画担当
TEL：0193-68-9105
FAX：0193-63-9115
Eメール：toshi@city.miyako.iwate.jp

ランドブレイン株式会社
TEL：0193-77-3638
FAX：0193-77-3639
Eメール：miyako-fukkou@landbrains.co.jp

● 第1回 鉾ヶ崎地区復興まちづくりの会

■ 9月30日(金)19:00～ 鉾ヶ崎小学校 参加者 184名

■ 決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーとまちづくりの会当日にご要望のあった学校関係者(PTA)から選出されたメンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆ 宮古市が説明した内容

■ 復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■ 復興パターンの案

○ パターンA

防潮堤の整備は行わず、浸水区域を非可住地とし、住宅地は背後の高台や市内に移転する。非可住地では、住宅を建てることはできないが、漁業施設や加工場、商店等の事業系施設は建てることのできる。ただし、津波が発生した場合、施設は大きな被害を受ける可能性がある。

○ パターンB

自然地形を利用して防潮堤を山側に整備する。予想浸水深が大きい堤外地は非可住地とする。防潮堤に囲まれた区域では早期に現地再建が可能であるが、その区域は小さい。堤外地においてはパターンAと同じ。

○ パターンC

防潮堤を湾全体に整備し堤内地はすべて可住地とするが、予想浸水深が比較的大きい防潮堤沿いの区域では構造規制等による条件付可住地とする。堤外地においてはパターンAと同じ。

○ パターンD

防潮堤を湾全体に整備するとともに、防潮堤機能を持たせた道路整備を行い、その背後の地盤を面的に嵩上げし、可住地とする。防潮堤と嵩上げする道路の間は構造規制等による条件付可住地とする。堤外地においてはパターンAと同じ。面的に嵩上げする区域では浸水を抑制できるが、整備に時間がかかる。

■ みなさまからのご意見・ご提案

- ・漁業施設や船揚場の復旧を早くしてほしい。

■ 主なご質問と回答

Q: 基本的なことは行政がリーダーシップを取るべきではないか。スピードが遅すぎる。

A: スピードが遅すぎるという指摘はありますが、今後何十年にもわたるまちづくりの話であり、行政が一方的に案を示すより、住民の皆さんを中心とした検討会で検討していただくことが重要であると考えています。

Q: 私たちの意見を地区の代表の方に持って行っていただきたい。私たちが意見を言える方法はあるのか。

A: 検討会の検討内容は地区復興まちづくり便りで住民の皆さんに報告し意見募集に努めます。便りに添付する意見記入用紙を事務局に提出又は検討委員の方に直接お渡しになるなど意見をお寄せ下さい。

Q: パターンごとに何年かかるか示してほしい。理想のパターンだが時間がかかるのでは待てない

A: 工事期間については盛土量や宅地造成する場所など、もう少し詳しい検討材料が必要になります。今回は、検討会でのただき台として提示しましたので、今後の具体の検討が進んだ後に工事期間や事業費などをお示しします。

Q: 既に家を再建している人がいるが、どうなるのか。

A: 事業実施に伴い、支障となるようであれば、移転補償金をお支払いし、移転をお願いします。

●第1回磯鷄地区復興まちづくりの会

■ 10月1日(土)19:00～ 磯鷄小学校 参加者 61名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

県が防潮堤の高さを現在より約2m高くすることを決めたことから、大部分の住宅地を現地再建が可能な可住地とする。ただし、今回の津波で特に被害が著しい神林地区の住宅については、構造規制等条件付可住地とする。

○パターンB

防潮堤に接する区域については、構造規制等条件付可住地として、より強固な建物を誘導し、地域全体の安全性を高める。

特に被害が著しい神林地区の住宅については、高台へ移転するものとし、移転跡地は非可住地とする。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・木材港に置かれている木材による二次災害が心配なので対策を考えてほしい。
- ・人材流出を防ぐための、雇用の確保が必要である。そのため、企業への支援も考えてほしい。

■主なご質問と回答

Q：被災していない人の意見は反映されるのか。



A：地区復興まちづくり便りを市全体に発行し、住民の皆さんから意見を募集します。

Q：防潮堤の高さは何mか。できるだけ高く整備してもらいたい。



A：県の発表では海拔+10.4mとなっています。これにより明治三陸津波クラスの津波は防ぐことができると考えられます。

Q：移転よりも元の場所に住みたいと考える人が多い。



A：防潮堤の整備や避難路の確保、強固な構造の建物にすることにより、元の場所に住めると考えています。ただし、今回被害の大きかった区域については、高台移転の可能性もあります。

Q：非可住地や条件付可住地となる場所に、現在建っている建物はどうなるのか。



A：非可住地に設定となった場合には移転をしていただく必要があります。条件付可住地に設定となった場合は、今後建替する際に構造規制などの適用を受けます。

Q：文化会館の周辺など、避難場所や高台に遠い所からの避難はどうなるのか。



A：津波避難ビルなどを整備して、一時避難できるように考えています。具体的な場所などは決まっています。

●第1回愛宕・築地・光岸地地区復興まちづくりの会

■ 10月3日(月)19:00～ 愛宕小学校 参加者 78名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるように避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

河川堤防沿いは非可住地として住宅の建設を制限し、国道より山側については可住地として現地での再建を可能とする。ただし、非可住地でも倉庫や工場、事務所等は建築することができる。

○パターンB

河川堤防沿いは公園を整備し、国道沿道の一定区域は構造規制等による条件付可住地とする。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・住宅地の造成を考える前に、湾内に防波堤を造ることを考えた方がいいのではないかと。

■主なご質問と回答

Q：防潮堤は今の堤防の内側に造ると聞いたが。

A：堤防の嵩上げにも用地が必要になります。臨港線が通っていた所が県有地なのでその部分を使うことになると思います。

Q：津軽石の水門に波がぶつかって被害が大きくなったという話を聞いたがこれについての市の見解は。

A：水門の上の監視カメラの映像によれば、津波が水門に到達する前に、赤前や法の脇から浸水が始まっていたようです。

Q：高台移転の場合、元々居た土地と移転先の土地を交換することはしないのか。

A：現行の制度では、移転先は賃貸することになっておりますので、現時点では交換は考えていません。

Q：可住地から外に出て行く人への支援はあるのか。

A：現行制度では支援はありません。

Q：非可住地に建築はできるが住宅は建てられないというのはどういうことか。

A：津波の浸水の危険があることから住宅を建てることはできませんが、漁業の作業場や工場、店舗などの事業系の建物は建てるができます。

Q：愛宕地区周辺の土地は測量などがきちんと終わっているのか。

A：国土調査を実施していないので市としては測量していません。

Q：構造規制等の場所で既に建てている方は、自己負担で規制に合わせて作り直さなければならないのか。

A：現在の建物に規制がかかるものではなく、次に建替えるときに、構造強化等をしていただくことになります。

Q：光岸地の道路を拡幅するという話があったが、今はどうなったのか。

A：予定は変わっていませんが、県は市の復興パターンが決まるまで待つという方針であり、3月以降に検討を始める予定です。

●第1回高浜地区復興まちづくりの会

■ 10月4日(火)18:30～ 高浜コミュニティ消防センター 参加者 67名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。また、まちづくりの会当日にご要望のあった学校関係者を構成メンバーに加えることにつきましては、「検討会」メンバーとの協議の結果、既に「検討会」の構成メンバーに学校関係に精通した方がおりましたので、当日、ご提案した構成メンバーのみとなりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

旧国道を嵩上げし、防潮堤機能を持った道路として整備する。それより山側を可住地とし、海側を非可住地とする。加えて、国道45号からの南側入口付近も非可住地とする。可住地では、住宅を建築することができるが、非可住地の住宅は、周辺の高台等へ移転することとなる。ただし、非可住地でも倉庫や工場、事務所等は建築することができる。

山側に避難した方が孤立することのないように、山側に避難道路を整備する。

○パターンB

旧国道はそのままとし、旧国道より海側を構造規制し被害を抑制することで現地での住宅再建を可能とする。また、強固な建物の建築を誘導し地域全体の安全性を高める。国道45号からの南側入口付近はパターンAと同様で、非可住地とし、住宅は周辺の高台等へ移転する。

避難道路の整備については、パターンAと同じ。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・高浜小学校までの通学路について、安全に通学ができるよう検討してほしい。
- ・津波だけでなく、山崩れなどに対応した防災まちづくりの検討をしてほしい。
- ・国道下の道路脇への擁壁の設置や地区の入口に陸開の設置を検討してはどうか。
- ・堤防の内部に入り込んだ水の排水についても検討をしていただきたい。

■主なご質問と回答

Q：防潮堤の嵩上げの時期はいつごろになるのか。

A：現在、県が計画を立てているところであり、分かり次第お知らせします。

Q：避難道路の幅ほどの程度を想定しているのか。

A：現段階では、高浜から宮古短大までは車が通行できる道路、山裾は人が歩ける程度の幅員を想定しています。高浜は山へ通じる道があっても、それらを横につなぐ道はないので、孤立しないように人が歩ける道の整備を検討しています。

Q：高浜は漁業のまちなので、漁業復興なくして復興はありえないと思う。

A：漁業を始めとした産業など個別の分野については、来年3月に策定予定の復興推進計画のなかで検討を進めます。

Q：高台移転の場合、全員の同意が必要で、ひとりでも反対すると成立しないということなのか。

A：住んでいる場所が危険であるため、そこから集団的に移転するという事業です。住民の皆さんの合意形成が必要不可欠となります。

Q：非可住地となった場合は、土地を買上げてくれるのか。

A：移転する区域の全員の同意があれば土地の買上げができます。

●第1回赤前地区復興まちづくりの会

■ 10月5日(水)19:00～ 赤前小学校 参加者95名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

予想浸水深が大きい区域は非可住地として高台等への移転を行い、小さい区域は建物の構造規制等による条件付可住地とする。非可住地では住宅を建築することはできないが、倉庫や工場等の事業系施設は建築することができる。

○パターンB

工業高校周辺の地盤を面的に嵩上げし、現地再建を可能にする。パターンAに比べ現地で再建できる場所は増えるが、嵩上げた地盤の安定に時間がかかると考えられる。

○パターンC

稲荷橋の延長上に防潮堤機能を持たせた市道を山裾まで整備し、この市道から南側を現地再建可能な可住地とする。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・移転するか否かなどの意向調査をする際は、被災していない世帯も対象にしてほしい。
- ・市が個々に意見を吸い上げて、県へ強く要望するなど主体的に取り組むべきだ。
- ・閉伊川は奥まで水が入ったので被害が少なかったと考えられる。津軽石川も水門ではなく、川に流すことを検討してほしい。
- ・防潮堤は逃げる時間を稼ぐものである。住む場所を安全にするためにはシミュレーションがないと検討できない。
- ・復興まちづくりの検討にあたっては、各案の事業費や事業期間等を提示してほしい。
- ・運動公園のガレキを利用して大きな山をつくってほしい。

■主なご質問と回答

Q：もし十勝沖で地震があった時、津波が来たらもっと被害が大きくなると思う。防潮堤をもっと高くすることはできないのか。

A：国の方針として、防潮堤については今までに2番目に高い津波を防ぐ高さとしています。宮古では宮古湾の最も奥の津軽石の痕跡高を基準にしています。防潮堤だけでは被害を防ぎきれないので、避難道路の整備など多重防災を検討する必要があると考えています。

Q：盛土をする案が出ているが、盛土したところにあたった水はどこに行くのか。

A：非可住地内で水を溜めることで、住宅地の被害を小さくすることを考えています。そのため、水を溜める区域(非可住地)を大きくする必要があります。

Q：高台移転の候補地は、どのあたりなのか。

A：まだ決まっていませんが、従前のコミュニティに配慮したうえで、近傍の安全な場所に確保したいと考えております。

Q：高台移転した場合の従前の土地については、どうなるのか。

A：現在の制度ではまとまって市に売るか、持ち続けるかを決めていただくことになります。

●第1回中心市街地地区復興まちづくりの会

■ 10月7日(金)19:00～ 宮古小学校 参加者 77名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。

■復興パターンの案

○パターンA

河川堤防付近は非可住地とし、住宅は中心市街地の空き地、空き家、市内の高台などへの移転を行う。ただし、非可住地でも倉庫や工場、事務所等の建築は可能とする。

○パターンB

パターンAの非可住地を津波に強い構造の建物に建築することで居住を可能とし、一部住宅については中心市街地の空き地、空き家、市内の高台などへ移転を行う。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・山口川の支流の辺りの地盤が低い。そこも十分に考えて欲しい。
- ・元の場所に建物を建てさせて欲しい。
- ・中心市街地には緑や空間が無い。市役所の移転も含め、新しいまちづくりをしなければならない。
- ・将来宮古市が観光都市を目指す場合、防潮堤が高くなってしまえば海が見えなくなり観光都市ではなくなる。

■主なご質問と回答

Q：まちづくり検討会に若いメンバーを入れるということは考えなかったのか。

A：地区復興まちづくり便りというものを発行し、皆さんに検討会や地区復興まちづくりの会の内容をお伝えするとともに、広く意見を募集してくことから、若い方の意見も取り入れることができると考えております。

Q：検討会ではどんな町にするかという検討が入っていない気がした。単に住む場所を聞くだけの検討会と感じられたがどうか。

A：どのような町にするかという議論は念頭に置いてやっていくものと考えています。また、今回の話とは別に市では復興計画を策定しており、全市的な議論や産業、経済等の分野別の話はそちらで検討することになります。

Q：防潮堤を10.4mにすれば、津波は花輪橋まで遡上すると思う。防潮堤の効果については疑問を感じる。

A：防潮堤については、10.4mで整備をしても今回のような津波が来れば浸水しますが、被害はある程度少なくなると考えています。

Q：避難計画について、状況はどのようなになっているのか。

A：各地区の震災当時の避難行動について聞き取り調査を行っている段階です。

Q：土地の嵩上げについて、どの程度を考えているのか。

A：嵩上げについてはシミュレーションの結果により高さを決定していくため、現段階でどの程度かお答えすることはできません。

Q：可住地とされた部分では、支援金以外に個人に対する補助はいくら出るのか。

A：現段階では被災者生活再建支援金以外の支援制度はありません。

●第1回金浜地区復興まちづくりの会

■ 10月8日(土)18:30～ 金浜老人福祉センター 参加者 88名

■決まったこと

- ・自治会等から選出された構成メンバーによる「検討会」で、復興まちづくりの検討を進めることになりました。
- ・「地区復興まちづくり便り」の発行や「内覧会」の開催により、地区の皆様への情報提供と意見募集を行うことになりました。



◆宮古市が説明した内容

■復興まちづくりの考え方

- ・比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤等のハード整備により防ぎ、今後、起こり得る最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた多重防災型まちづくりを行います。
- ・住宅地は、予想浸水深の大きい区域では高台等への移転による住宅用地の確保を検討するとともに、小さい区域では、予想される建物被害の状況に応じ現地再建及び建物の構造規制を組み合わせ、津波防災対策を行います。
- ・非可住地であっても安全に避難できるよう避難路の整備や避難ビル等の整備を行います。
- ・三陸縦貫自動車道のインターチェンジの整備を活かした地域の魅力づくりを進めます。

■復興パターンの案

○パターンA

予想浸水深が大きい区域（概ね今回の津波で浸水した部分）を非可住地とし、住宅を周辺の高台に移転する。また、南北に分かれている集落間を結ぶ避難路を設け、災害時に孤立することが無いようにする。

○パターンB

防潮堤機能を持たせた市道を地区内の南北方向に整備することにより、それより山側の区域は浸水被害が低減されることから可住地とする。海側は予想浸水深が大きいいため、非可住地とし、住宅を周辺の高台に移転する。

■みなさまからのご意見・ご提案

- ・国道45号を嵩上げしてほしい。
- ・非可住地となる場所に建物が建つ場合と建たない場合では、その背後の可住地への津波被害に違いが生じると思うのでシミュレーションしてほしい。

■主なご質問と回答

Q：避難道路の嵩上げ高さは何メートルになるのか。

A：今後、シミュレーションをして必要高さを検討していきます。

Q：移転先では、市の土地をずっと借りていなければならないのか。

A：現在の制度ではそうなりますが、今後の制度改正の動向を踏まえて適切に対応していきます。

Q：JR山田線の下を大型車両が通れない場所がある。対策は検討しないのか。

A：JRと線路が低い箇所の高上げができないか協議しており、嵩上げによりその下を大型車両が通れるようにしたいと考えています。

Q：高台移転の際に、元の土地をどのくらいの価格で買い取ってもらえるのか。

A：現行制度では被災後の土地の評価額（時価）によることとなりますが、これを改正するよう県とも一緒になり国に要望しているところです。

Q：可住地では建築許可はおりののか。

A：建築許可はありますが、今後のシミュレーション結果を踏まえながら建築を規制する区域の検討していきます。区域の確定までは建築行為を控えてください。